

一並白砂糖壹斤ニ付、上代三百八拾八文、中代三百七拾貳文、下代三百五拾六文、
 和三盆壹斤ニ付、上代五百八拾文、中代五百拾六文、下代四百四拾八文、
 黒砂糖壹斤ニ付、中代貳百四拾八文、
 右之通り、當時小賣直段奉申上候以上、

元治元子年六月

深川八幡旅所門前
 彌兵衛店
 砂糖渡世 源次郎印

雜載

〔空華日工集〕應安三年八月一日、泉倉貳沈香一塊、砂糖一壺、蠟燭十條、蓋俗所謂恃怙之節也、
 〔鈴鹿家記〕應永元年十二月廿九日辛未、御本所エ若狹兩人ヨリ御歳暮ニ白砂糖卅斤上ル、

〔大館常興日記〕天文十一年二月朔日、さたう一桶拜領之、常興好物由きこしめされ候間、被下之旨、
 被仰下之也、一段身に餘忝次第也、御使祐阿及晚來臨也、五月十三日、さたう一おけ、からうり二、
 也 初 佐女中より給之、梅松同之、

〔信長記 十三〕大坂城開渡事

六月^{○天}年 正 廿六日、土佐國長曾我部方ヨリ逸物ノ青鷹十六連、砂糖三千斤進上シケレバ、砂糖ヲ
 バ馬廻中へ被下ケリ、

〔島津國史 二十三〕^{慈眼公}慶長十三年七月二十四日、公久^{○家} 獻砂糖二千斤、蘭二本於神祖、八月十日、内書答

之、^{據慈眼公舊譜}

〔年成錄 雜議〕黒砂糖は毒ありて功能なし、ことにおさな子の病つくること、上が上下が下のがる
 るものなし、この國におひ出ぬこそめでたけれ、禁制していれずあらなん、

黒砂糖禁あらば、琉球の民のなげきとならんか、此を製して白砂糖となさばよきなり、彼地に教
 て製せしめん、何事かあらん、さらずば此をやめて芋にてもかへよかし、砂糖漬てふ菓子も禁